

# 相続預金手続き

## ケース別

### 必要書類&注意点

第10回の  
ケース

八木 正宣

税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®  
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

「相続預金の仮払い制度」の利用の際に  
準備したく書類と注意点は？

### 遺

産分割協議が終了するまで  
相続人単独では相続預金の  
払戻しができず、被相続人の債務  
弁済や葬儀費用、相続人の生活費  
支払いなどに支障を来すことがあ  
ります。この解消のため民法が改  
正され、令和元年7月に相続預金  
の仮払い制度が始まっています。

遺産分割前に相続人全員の同意  
を得なくとも、各相続人は相続預  
金の払戻請求ができます。仮払い  
の制度には、①家庭裁判所が関与  
する仮払い、②150万円以内の  
少額の仮払いの2つがあります。

#### ①家庭裁判所の仮払い

①では、家庭裁判所で遺産分割  
の調停や審判が申し立てられてい  
る場合、相続人が仮払いの申請を  
してその審判を受けることで、決  
定された金額の払戻しを受けられ  
ます。仮払いによって各人の最終  
的な相続分は増減せず、分割の調

停や審判において仮分割はなかつ  
たものとして行われます。

なお、相続預金から払い出した  
資金を生活費等へ充てることの必  
要性が問われるほか、他の相続人  
の利益を害しない場合に限り認め  
られる方法となっています。

仮払い手続きにおいて金融機関  
は、審判書謄本（サンプル）を確  
認します。審判の告知日から2週  
間はこれに不服のある相続人が即  
時抗告するための期間で、即時抗  
告がなければ審判内容は確定しま  
す。謄本に審判確定の記載がない  
場合には、確定証明書をもって審  
判確定の確認をします。

この方法では家庭裁判所に調停  
や審判の申立が必要になり、少な  
からず相続人の負担が生じます。

#### ②150万円以内の少額仮払い

そこで、相続開始直後の少額の  
資金需要に因應するため、家庭裁判

### ●少額仮払い制度の計算例

(計算式)  
相続発生日の預金残高×1/3×法定相続分  
(計算例)  
相続人は妻と長男の2人で、妻から仮払い  
請求があった場合

普通預金	300万円×1/3×1/2=50万円
定期預金※	210万円×1/3×1/2=35万円
合計	85万円
85万円<150万円 よって85万円	
※定期預金の場合には経過利息を含む	

所の手続きが不要で資金使途も問  
われない②の方法も導入されまし  
た。

なお、これらの制度により払い  
戻された預金は、後日の遺産分割  
において「払戻しを受けた相続人  
が取得するもの」として調整が図  
られます。相続預金のうち、右に  
示した計算式で求められる口座ご  
との金額については、金融機関か  
ら各相続人が単独で払戻しを受け  
ることができません。



150万円までの仮払いは  
本支店で情報共有が必要

②は遺言書があること・遺産分割協議が完了していないことが前提となる手続きで、払戻金額上限が金融機関ごとに150万円と定められています（他行庫にも預金があればそこから150万円を限度に払戻しを受けられる）。本制度で払戻しを行ったときには自店だけで完結させず、本支店全体で情報を共有するように取り扱わなければなりません。

実務上、相続人とその法定相続分の確認で「被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等」「相続人全員の現在の戸籍謄本等」、また「払戻しを受ける相続人の印鑑証明書等」の提出を受けます。そのうえでいわゆる「仮払い請求書」（金融機関によって書式や名称が異なる）の記入を促します。請求書と添付書類の提出を受けたら、金融機関側で仮払い金額の計算をして、申し出の相続人の口座へ払い戻します（計算例参照）。

88

## 図表 遺産分割前の仮払い請求の必要書類など



### 〈家庭裁判所が関与する仮払い〉

#### ①相続届

預金の相続人に記入・実印を押印してもらう

**!**預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

#### ②預貯金を相続する人の印鑑登録証明書

住所地の市区町村役場等にて取得してもらう（1通300円～）

マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある 発行後6ヵ月以内

**!**「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

#### ③仮払いの審判書謄本

家庭裁判所にて交付される

審判書に確定表示がない場合は、さらに審判確定証明書が必要

**!**審判確定証明書は申請しなければ交付されない。発行手数料150円は、収入印紙で支払う

#### ④相続預金の通帳・キャッシュカード

**!**貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

**!**通帳や証書等が見つからない場合は、喪失届などの提出を求める

### 〈150万円までの小口資金の仮払い〉

#### ①仮払い請求書

請求された相続人に記入・実印を押してもらう。

**!**預金残高は金融機関側で記入することが望ましい。

#### ②出生から死亡のまで連続した被相続人の戸籍謄本等

本籍地の市区町村役場にて取得してもらう。

（戸籍謄本1通450円～、除籍謄本は750円～）

**!**被相続人の本籍地がわからない場合には、死亡時点での住所地の市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう

郵送で取得可能（発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う）

#### ③すべての相続人の現在の戸籍謄本等

→上記②参照

#### ④仮払いを受ける人の印鑑登録証明書

## サンプル 遺産の仮分割にかかる 仮処分の審判書謄本

令和3年（家）第88号 審判前の保全処分申立事件  
審判

本籍 岐阜県岐阜市藍川町1丁目1番1号  
住所 岐阜県岐阜市藍川町1丁目1番1号  
申立人 近代 花子  
～割愛～

主文

1 被相続人近代太郎（令和3年9月1日死亡）の相続財産のうち、別紙遺産目録中の下記預貯金債権は、仮に申立人近代花子の取得とする。

（4）美濃銀行 岐阜支店 普通預金 口座番23232  
よって、主文のとおり審判する。

平成3年11月20日

岐阜家庭裁判所 家事審判官 梶 半治 ㊞

これは謄本である

同日同庁 裁判所書記官 大柿 瑞穂㊞